

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間放送事業者等による予備放送設備、災害放送設備等の整備に対して、特別償却の措置を適用する。</p> <p>1 民間放送事業者 (1)対象設備 ① 予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備及び付帯設備) ② 災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備及び付帯設備) ③ 公共情報コモンズ関連設備(サーバ及び付帯設備) (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設</p> <p>2 Wi-Fi 利用放送を行う者(CATV事業者、大規模施設管理者等)(当該放送を電気通信事業者が設置する電気通信設備を利用して行う場合における当該電気通信事業者を含む。) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき放送を行う者に限る。 (1)対象設備 Wi-Fi 利用放送設備(サーバ、Wi-Fi アクセスポイント、非常用電源設備、デジタルサイネージ及び付帯設備) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき対象者が放送を行うために利用する設備に限る。 (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設</p>
3	担当部局	情報流通行政局 地上放送課、地域通信振興課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 一方で、東日本大震災では、テレビ・ラジオの送信所における商用電源の供給停止や設備損壊による放送停波、海岸沿いに立地するAM送信所の津波被害が生じており、予備送信設備や予備電源設備の整備、海岸沿いや河川</p>

			<p>沿いに設置されることが多いAM送信所の津波・洪水対策が課題となっている。</p> <p>加えて、あらゆる情報伝達手段が失われた東日本大震災の経験から、新たな技術を含む多様な手段による情報伝達が求められており、緊急地震速報の高速化、緊急警報放送の一層の普及、自治体が発信する避難指示等の迅速・正確な伝達等についても、災害時の被害軽減に向けた課題となっている。</p> <p>総務省では、本年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応について検討を重ねてきた。本年7月の取りまとめでは、国として、①予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、②災害対策としての送信所の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実、④公共情報コモンズの活用等を推進すべきとの提言がなされたところである。</p> <p>また、後述《政策目的の根拠》のとおり、防災・減災に向けた取組について閣議決定等がなされている。</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけでなく、災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。</p> <p>加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。</p> <p>そこで、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等を行なう放送事業者等に対し、設備の取得に係る税制の特例措置を適用することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることとする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>① 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定) 老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。</p> <p>② 経済財政諮問会議 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) (3)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組 政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行い、国土強靱化推進に向けた当面の対応で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、対応方策を具体化し、その推進を加速する。</p> <p>③ 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議 国土の強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について(平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定) 別紙 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」</p>
--	--	--	---

			<p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設(ラジオ送信所など)及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>「電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」</p> <p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>別添1 プログラムの施策及び今後の対応方針</p> <p>1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 (上記のとおり)</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (上記のとおり)</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害関連情報の一元集約・共有や民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供、多様なメディア(防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等)を活用した情報の一括配信、公共情報コモンズの活用、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>○国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図るとともに、地域全体の災害対策を着実に推進する。特に、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備を整備する。</p> <p>④ 産業競争力会議 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進</p> <p>⑤ IT総合戦略本部 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築 「新たなIT戦略の工程表」 (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現 ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 【短期(2013年度～2015年度)】 ○防災情報インフラ構築 ・耐災害性の高い強靱な通信・放送ネットワークの構築や災害関連</p>
--	--	--	---

			<p style="text-align: center;">情報の一元的集約・共有機能や多様なメディアへの一括配信機能を持つシステム導入を促進【総務省】</p> <p>⑥ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」 「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表) 第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。</li> <li>・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。</li> <li>・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。</li> <li>・ ラジオによる自治体情報の提供にあたっては、災害関連の情報をはじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報 commons」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していくことが必要である。</li> </ul> <p>等</p> <p>⑦ 放送施設の安全・信頼性に係る技術基準</p> <p>○放送法施行規則 (予備機器等)</p> <p>第104条 番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。 )及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。 )の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。 )の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。</p> <p>(停電対策)</p> <p>第109条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。</p> <p>(屋外設備)</p> <p>第112条 屋外に設置する空中線(給電線を含む。 )及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物(次条の建築物を除く。 次項において「屋外設備」という。 )は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V.情報通信(ICT政策)</p> <p>2.情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>3.放送分野における利用環境の整備</p>
--	--	--	---

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等</p> <p>② 予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムを新たに導入した事業者等数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等の達成目標は、このように課題となっている災害対策に係る設備整備の目標であり、その実現は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るという政策目的に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(1)民間放送事業者 154社</p> <p>(2)Wi-Fi 利用放送を行う者 103者(CATV事業者:50社、大規模施設管理者:53者)</p>
		② 減収額	▲528 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させることを通じて、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整</p>

			<p>備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本制度が導入されなかった場合、事業者における取り組みが遅れ、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、国民に対し、生命・財産の安全確保に必要な情報が届かず、被害が拡大することが懸念される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本件特例措置の創設により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備放送設備、災害放送設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・財産の安全確保、国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待される</p> <p>また、放送を通じた地域経済の活性化や地域の耐災害性の向上等が期待できる。</p> <p>さらに、本件特例措置の創設による減税効果により、更なる投資が喚起され、災害対策の早期実現が期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策により、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとする事は、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。</p> <p>放送事業者等における災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する初年度の特別償却の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。</p> <p>また、本措置の創設により災害対策が早期に実現され、災害等においても国民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化、災害放送の迅速・正確な実施を、制度面での対応、税制上の対応を併せて、総合的に推進するもの。</p> <p>特に、災害対策は、いつ起こるか分からない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本税制措置は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させる効果が期待されることである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送事業者の設備投資を促進し、災害対策の早期実施を促す本租税特別措置等は、災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p> <p>また、こうした放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教</p>

			育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—